

事務連絡
令和2年3月27日

関係団体各位

消費者庁食品表示企画課保健表示室

指定成分等含有食品に係る表示事項等について

平素より消費者庁の取組に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部改正に伴い、指定成分等含有食品の表示方法等を定めるため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部を改正し、令和2年6月1日から施行することとしました。

つきましては、下記の事項について会員企業等への周知をお願いいたします。

記

1. 機能性表示食品として、指定成分等含有食品に該当する食品を届け出ようとする場合は、容器包装に食品表示基準で規定する指定成分等含有食品に関する事項が適正に表示されているか特に留意して確認の上、表示見本を添付すること。
2. 既に機能性表示食品として届出を行っている食品であって指定成分等含有食品に該当する場合は、表示事項の変更について、機能性表示食品制度届出データベースより変更届出を行うこと。

以上